

官報

号外 昭和三十九年三月六日

○第四十六回 衆議院會議録 第十三号

昭和三十九年三月六日(金曜日)

議事日程 第十二号

昭和三十九年三月六日

午後一時開議

- 第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 日本住宅公団法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 内閣委員長綱島正興君辞任の件
- 内閣委員長長の選挙
- 阪上安太郎君の故議員高崎達之助君に対する追悼演説

日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 日本住宅公団法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時十四分開議
○議長(船田中君) これより会議を開きます。

内閣委員長綱島正興君辞任の件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣委員長綱島正興君から、委員長を辞任したいとの申し出がありま

す。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

内閣委員長長の選挙

○議長(船田中君) つきましては、これより内閣委員長長の選挙を行ないます。

○小沢辰男君 内閣委員長長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、内閣委員長に徳安實藏君を指名いたします。(拍手)

○議長(船田中君) 御報告いたしますことがあります。

議員高崎達之助君は、去る二月二十四日逝去されました。まことに哀悼の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る二月二十八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のため尽力し、しばし国務大臣の重任にあたられた議員正三位勲一等高崎達之助君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます。

阪上安太郎君の故議員高崎達之助君に対する追悼演説

○議長(船田中君) この際、弔意を表するため、阪上安太郎君から発言を求められております。これを許します。

阪上安太郎君。

〔阪上安太郎君登壇〕

○阪上安太郎君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員高崎達之助先生は、去る二月二十四日逝

去せられました。ここに、諸君のお許しを得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

先生が生前のはなはしい活躍ぶりを知る私どもは、あなたの急逝が全く信じられない夢のような気がいたすのでございます。この重大なときにあたり、かけがえのない人材を失ったことは、まことに痛恨きわまりないものがございます。(拍手)ことに、高崎先生は、私の母校の大阪府立茨木中学の大先輩でございます。日ごろ御懇意に願ひ、先生のお人柄に限りない敬愛の念を寄せていたのでありまして、ひとしお深い悲しみを禁じ得ません。

高崎さんは、明治十八年大阪府高槻市に生まれ、茨木中学を経て、当時の農商務省水産講習所に学び、明治三十九年七月に卒業なさいました。あなたは、国土狭小で資源に乏しいこの日本のよって立つ道は、水産業をおいて他にないことを確信し、あえて周囲の反対を押し切って水産講習所に進まれたのでございます。

卒業後、東洋水産株式会社に技師長として入社されましたが、在社数年の後、明治四十四年十二月には、水産技術者としてメキシコに招かれ、優秀なかん詰め製造技術をもって名をあげ、絶大な信頼を得られたのであります。大正二年米国におもむき、かん詰め工業と製かん業の研究に精進し、幾多貴

重なる経験と知識を得て、大正四年に帰朝されたのであります。

あなたは、やがて、この研究の結果を實地に移すべく、大正六年東洋製鐵株式会社を設立せられたのであります。そして、「それ以後、製かん事業に精魂を打ち込み、二十年くらは、元日以外は休んだことがなかった」とは、御自身のことはありますが、事業に対する先生の気概のほどがうかがわれるのでございます。

昭和十六年滿州に渡り、滿州重工業開発株式会社の副總裁、總裁として手腕をふるわれましたが、ここで終戦を迎えられたのでございます。終戦後は、二年の間、同地にあつて日本人会長となり、抑留邦人の生命を守り、その引き揚げを促進するため昼夜を分かたず奔走され、ときに疲労のあまり意識を失つて病床に伏されたこともうかがつております。その労苦のほどがしみじみと察せられるのでござい

ます。

二十二年、内地に歸還するや、まず、戦争のためおくれた日本の工業技術を取り戻すことを急務と考え、わが国の製鉄事業の再建につとめておられました。昭和二十七年には、初代の電源開発株式会社總裁に推され、アメリカの土木技術を導入して、二十八年四月、かの有名な佐久間ダムの建設に着手されました。このダムは、三十一年十月に完成いたしました。あなた

の手がけた最も大きな仕事の一つであり、また、わが国産業開発のために、画期的な大事業であつたのでございます。

昭和二十九年十二月、第一次鳩山内閣の成立に際し、總理に懇望されて入閣し、経済審議庁長官に就任されました。これが先生の政界に入られた最初でござい

ます。

昭和三十年二月には、第二十七回の総選挙に郷里の大阪府第三区から出馬して、みごと最高当選の榮を得られ、以後、連続して当選すること四回、九年一月にわたつて本院議員に在職されました。

この間、第二次鳩山内閣の経済企画庁長官、第二次岸内閣の通商産業大臣、科学技術庁長官を歴任し、そのすぐれた識見、力量をもつて政策の実現に当たり、また、バンドンで開かれたアジア・アフリカ會議、シンガポールで開かれたコロンボ會議の日本政府代表、あるいは日比賠償の首席全權として活躍し、その他幾多の国際會議に出て、すぐれた国際感覚をもつて、アジアにおけるわが国の立場を海外に認識せしめるなど、国際親善のため、大きな功績を残されたのであります。

特に、私どもの忘れ得ないのは、日ソ漁業交渉の日中貿易におけるあなたの偉大な業績であります。

国際漁業の權威者であつたあなたは、昭和三十三年、三十五年、三十七

年の三たびにわたつて日ソ漁業問題交渉の政府代表となり、日本漁民の南千島における安全操業問題等、きわめて困難な諸懸案の解決に尽くし、わが国漁民の期待にこたえ、多大の成果をあげられたのであります。ことに、貝殻島のコンブ問題の解決は、全くあなた一人の力に負うものというべきであります。昭和三十四年八月、ノサップ岬を訪れたあなたは、何百隻もの漁船を拿捕され、幾千人もが抑留されるといふ危険をおかしてなお自己の生活のために貝殻島のコンブをとり続けるといふあの悲愴な状況をまのあたりにいたしました。高崎先生自身、このことは政治や經濟上の問題以前に人道上の問題である、この日本の水産をささえる底辺の人たちの幸福なくして何の水産の余生にかけられた最大の責任であるとの強い決意を固められたのであります。これが、この後あなたが日ソ漁業交渉に処する基本理念となつたのであります。そうして、困難に直面するたびに、あなたの胸裡をよぎるものは、ノサップ岬の霧の中に見た漁民の姿であつたのであります。

また、先生、あなたはかねてから中華人民共和国の周恩来首相をはじめ中国政府要人の信望と尊敬を集めておられました。昭和三十七年秋、訪中經濟使節団長として北京を訪れ、廖承志中国アジア・アフリカ連帯委員会主席

との間に、平等互恵の基礎に立ち、漸進的積み上げ方式を採用し、兩國の民間貿易をさらに発展させるための覚え書きを交換し、いわゆるIT方式による貿易が開始されるに至りました。これによつて、従来友好商社間の小口の取引に終始していた日中貿易の前途に大きな希望をもち、着々とその実があがつてまいつたのでございます。

本年の日ソ漁業問題交渉を目前に控え、また日中貿易もよりやく軌道に乗らんとする今日、余人をもつてかえることのできない高崎先生をいまにわかに失いましたことは、水産業界、貿易業界にとつて大きな打撃であるばかりでなく、まさに國家にとつて一大損失であると申さなければなりません。

(拍手)

あなたは、豪放にして、しかもきわめて清廉な人格者であり、若い時代からその果敢な決断力と剛氣ある実行力をもつて終始されたその反面、動物を愛し、また、幼くして死別した母親の面影を瞬時も忘れることができず、郷里に慈母御音像を建立する等、あなたの愛情は全人類に及ぶばかりでなく、ついに生きとし生けるものすべてに及んだのであります。(拍手)

あなたは、敵という意識を持たない人でございました。晩年、あなたは、右翼暴力団の無理解により、たびたび身の危険にさらされたのでございますが、死生を超越して平然と所信を貫か

れたのでございます。(拍手)この大きな愛の心があなたのあらゆる活動の根源であつたのでありまして、生前、アメリカ、中共はもとより、世界の各地に足跡をとどめ、外国に多くの知友を持つ、いわば國際的な、きわめて視野の広い人物となられたのでございます。政界、財界に残されたあなたの偉大な業績は長く後世に伝えられるものと信じます。

先生は、七十九歳の高齡をもつてゆかれたのであります。今日、内政に外交に、幾多の難問を解決すべきときにあたり、私どもはかつてのようになたの人類愛に基づく御活躍をお待ち申し上げておつたのでございますが、いまやその期待もむなしく、このかけがえのない國家的良識を失うに至つたことは、まことに痛惜にたえない次第でござい

(拍手)

ここに、つつしんで先生が生前の偉業をたたえ、その遺徳をしのび、心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼のことばといたします。(拍手)

日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十九年二月六日

内閣総理大臣 池田 勇人

道路運送車両法の一部を改正する法律

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二条の表の下欄中「二輪の小型自動車」にあつては「百円、小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）」にあつては「二百円、その他の自動車にあつては三百円」を「二輪の小型自動車にあつては百五十円、小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）」にあつては「三百円、その他の自動車にあつては四百円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の表の上欄の一から三まで、五、六、八又は九に掲げる者の同項の手数料の納付は、運輸省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理 由

自動車の増加に対応する自動車検査施設の整備等に伴い、検査関係の手数料の額を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。運輸委員長川野芳満君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔川野芳満君登壇〕

○川野芳満君 ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における自動車数の激増と、これに伴う自動車事故の増加に対処するため、自動車検査施設の整備を行ない、保安の確保をはかりとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、第一に、自動車検査手数料の限度額を、小型二輪自動車にあつては百円を、小型二輪自動車にあつては百円を、小型二輪自動車にあつては二百円を、小型二輪自動車にあつては二百円を、その他の自動車にあつては三百円を、それぞれ引き上げを行なうとするものであります。この手数料の改定によりまし

て、施設整備費を増額し、今後さらに検査場の能力を拡大し、検査機能の充実強化をはかりとするものであります。

第二に、自動車検査及び登録の事務に關する経理を明確にするため、自動車検査登録特別会計を設置するに伴い、一般会計の収入と区分するため、自動車検査登録印紙をもつて納付しなければならぬこととしたものであります。

本法案は、去る二月六日本委員会に付託され、十一日政府より提案理由の説明を聴取し、二十一日、二十六日質疑を行ないましたが、その内容は会議録によつて御承知願います。

かくして、三月四日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、起立多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船田中君） 起立多数によつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（船田中君） 日程第二、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十九年二月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中「二部」を「三部」に、「經濟部」を「取引部」に改める。

第三十五条の四を次のように改める。

第三十五条の四 經濟部において、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 事業活動及び経済実態の調査に關すること。

二 認可、同意、協議及び処分請求に關すること。

三 経済法令等の調整に關すること。

第三十五条の四の次に次の一条を加える。

第三十五条の四の二 取引部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 不公正な取引方法の指定に關すること。

二 再販売価格に關する商品の指定に關すること。

三 下請代金支払遅延等防止法の施行に關すること。

四 不当景品類及び不当表示防止法の施行に關すること（他の所掌に屬するものを除く。）

五 小売商業調整特別措置法の規定による指示に關すること。

第三十五条の六第一項中「名古屋地方事務所」を「札幌地方事務所、名古屋地方事務所」に改める。

第三十五条の八中「二百五十一人」を「二百六十六人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、昭和三十九年七月一日から施行する。

理 由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の運用を強化するため、公正取引委員会の事務局に、取引部を設置するとともに、地方支分部局として札幌地方事務所を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長二階堂進君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

二階堂進君登壇

○二階堂進君 たいだいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

最近、公正取引委員会の業務は、物価対策の一環としての違法な価格協定の取り締まり、不当景品類及び不当表示の防止、下請業者の利益保護等ますます広範かつ重要性を増してきております。

本案は、かような実情にかんがみ、公正取引委員会の機構を拡充するため、事務局に取引部を新設するとともに、新たに札幌地方事務所を設け、事

務局の定員を十五人増員するものであります。

本案は、去る一月三十日本委員会に付託され、翌三十一日野田総務長官より提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、三月四日の委員会において、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、公正取引委員会の機構をさらに拡充すべき旨の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 日本住宅公団法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(船田中君) 日程第三、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案

右
閣会に提出する。

昭和三十三年二月三日
内閣総理大臣 池田 勇人

日本住宅公団法等の一部を改正する法律

(日本住宅公団法の一部改正)

第一条 日本住宅公団法(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「住宅債券」の下に、「特別住宅債券」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて建設大臣に意見を提出することができ。

第三十二条第二項中「前条第二号」を「前条第一号の住宅又は同条第二号に、「日本住宅公団宅地債券」を「特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券」に、「当該宅地」を「当該住宅又は当該宅地」に改める。

第四十九条第二項を次のように改める。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第三十一条第一号の住宅

又は同条第二号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。

第四十九条第五項中「宅地債券」を「特別住宅債券若しくは宅地債券」に改め、同条第七項及び第九項中「住宅債券」の下に、「特別住宅債券」を加える。

第五十一条中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。

第五十二条中「住宅債券」の下に、「特別住宅債券」を加える。

第六十一条第一項第四号中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)
第二条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「設立の」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務

大臣に意見を提出することができ。

第二十七条の三第一項中「第三十五条の二第二項の規定による特別の定め」の適用を受けることを「第十七条第四項の規定による貸付金に係る土地を譲り受けること」に改める。

第四十九条第二号中「から第三項まで」を削る。

附 則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理 由

日本住宅公団が特別住宅債券を発行することができるものとし、かつ、その債券を引き受けた者に対して、住宅の譲受人の選定の際に特別の取扱いをするとともに、日本住宅公団及び住宅金融公庫の監事に関する規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長丹羽喬四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔丹羽喬四郎君登壇〕

○丹羽喬四郎君 たいだいま議題となりました日本住宅公団法等の一部を改正

する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、第一に、日本住宅公団の分譲住宅建設資金の拡充と、分譲住宅需要者の住宅購入資金の積み立てを奨励するため、宅地債券制度と同様の制度を設けることとし、このため、日本住宅公団は、建設大臣の認可を受けて特別住宅債券を発行することとし、この債券を引き受けた者に対して、公団が建設した住宅の分譲の際の譲り受け人の選定にあたり、特別の取り扱いをすることが出来るものとしたこと、第二に、日本住宅公団または住宅金融公庫の監事は、他の公団の例に従って、監査の結果必要があると認めたとときは、総裁または総裁を通じて主務大臣に意見を提出することが出来るものとしたこと、第三に、住宅金融公庫の登記に関する事項を整備しようとしたことであります。

本案は、去る二月三日日本委員会に付託され、その間、慎重に審議いたしましたのでありますが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。かくて、三月四日、本案に対する質疑を終了しましたが、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同により、監事の職務規定に関し、「総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することが出来る」とあるのを、総裁を通じてなくとも、直接主

務大臣に意見を提出できるようにすることを内容とする修正案が提出され、三党を代表して、自由民主党の瀬戸山委員より趣旨説明がなされた後、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。右、御報告申し上げます。(拍手)

【参照】

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第二十一条に一項を加える改正規定中「総裁を通じて」を削る。

第二条のうち、第十条に一項を加える改正規定中「総裁を通じて」を削る。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第四、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十九年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表京都府立大学の項中「学芸学部」を「工学部」に改め、

同表岐阜大学の項中「学芸学部」を「医学部」に改め、

同表神戸大学の項中「理理学部」を「理学部」に改め、

同表山口大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改め、

同表九州大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改め、

同表九州大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改め、

同表九州大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改め、

同表九州大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改め、

同表九州大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改め、

中「医学部」を「医学部」に改める。

第三条の二第一項中「弘前大学」を「東北大学」に改める。

「弘前大学」に、「東京工業大学」を「東北大学」に改める。

「東京工業大学」に、「信州大学」を「東京工業大学」に改める。

「信州大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

図書館短期大学 東京都

第四条第一項の表東京大学の項中

に関する学理及びその応用の研究

の学理及びその応用の研究

物に関する学理及びその応用の研究

工業材料研究所

工業材料に関する学理及びその応用の研究

工業材料研究所

原子炉工学研究所

原子炉工学に関する学理及びその応用の研究

に改める。

第四条第二項の表東京大学の項中

海洋研究所

海洋に関する基礎的研究

基礎的研究

海洋研究所

宇宙航空研究所

宇宙科学、宇宙工学的研究

学及び航空に関する学理及びその応用の総合研究

次のように加える。

「信州大学」に、「神戸大学」を「信州大学」に改める。

「神戸大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

「名古屋大学」に、「名古屋大学」を「信州大学」に改める。

東京外国語大 学	アジア・ア フリカ言語 文化研究所	東京都	アジア及びアフリカの言語文化 に関する総合研究並びにこれら の地域の言語に関する辞典の編 纂及び教育訓練
-------------	-------------------------	-----	---

函館工業高等専門学校	北海道
旭川工業高等専門学校	北海道

函館工業高等専門学校	北海道
旭川工業高等専門学校	北海道

八戸工業高等専門学校	青森県
青森工業高等専門学校	青森県

平工業高等専門学校	福島県
茨城工業高等専門学校	茨城県

明石工業高等専門学校	兵庫県
明石工業高等専門学校	兵庫県
奈良工業高等専門学校	奈良県
和歌山工業高等専門学校	和歌山県

有明工業高等専門学校	福岡県
久留米工業高等専門学校	福岡県
有明工業高等専門学校	福岡県

大分工業高等専門学校	大分県
大分工業高等専門学校	大分県
宮崎工業高等専門学校	宮崎県

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項を削る。

3 図書館短期大学に、図書館の職員を養成する教育施設として、当分の間、図書館職員養成所を附置する。

4 この法律による改正前の文部省設置法附則第十一項の図書館職員養成所及びその職員は、前項の図書館職員養成所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

理由

宇都宮大学はか四国立大学に学部を、岩手大学はか五国立大学に大学院を、東京大学はか二国立大学に大学附置の研究をそれぞれ設置することともに、図書館短期大学及び苦小牧工業高等専門学校はか六国立高等専門学校を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。文教委員会理事上村千一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員

会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第一に、宇都宮大学に工学部を、岐阜大学はか二国立大学に医学部を、九州大学に薬学部を、それぞれ設置すること、第二に、岩手大学はか五国立大学に大学院を設置すること、第三に、図書館短期大学を設置することともに、現存の図書館職員養成所を、当分の間短期大学に付置することとする。第四に、東京工業大学に原子工学研究所を付置することともに、共同利用の研究所として、東京大学に宇宙航空研究所を、東京外国語大学にアジア・アフリカ言語文化研究所を、それぞれ付置すること、第五に、苦小牧工業高等専門学校はか六国立高等専門学校を設置すること、第六に、この法律は昭和三十九年四月一日から施行すること、以上をおもな内容としております。

本案は、去る一月二十九日内閣から本院に提出され、同日当委員会に付託となり、二月七日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

以来、本案の内容について慎重に検討いたしました。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと思ひます。

かくて、三月四日、本案に対する質疑を終了し、討論の通告がないため、

直ちに採決に入り、本案は起立総員をもって原案のとおり可決されました。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君） 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船田中君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第六 刑事補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（船田中君） 日程第五、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、日程第六、刑事補償法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十九年一月三十日

内閣総理大臣 池田 勇人

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二〇五人」を「一、二二〇人」に、「五二二人」を「五二七人」に、「七二〇人」を「七二五人」に改める。

第二条中「二万六百七十三人」を「二万八百八人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理 由

第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事補償法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十九年二月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二百円以上四百円以下」を「四百円以上千円以下」に改め、同条第三項本文中「五十万円以内」を「百万円以内」に改め、同項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日より施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

理 由

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。法務委員長濱野清君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔濱野清君登壇〕

○濱野清君 ただいま議題となりました兩法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、第一審における訴訟の適正迅速なる処理をはかる等のため、判事、判事補及び簡易裁判所判事を各五名、裁判官以外の裁判所職員を百三十五名増員しようとするものであります。

本案は、一月三十日当委員会に付託され、自來、慎重な審議を行ない、二月二十七日一切の質疑を終了いたしました。三月五日、討論なく、採決に付しましたところ、本案は多数で政府原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、自由民主党、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同の附帯決議案が提出されましたが、多数をもって可決いたしました。

決議文を朗読いたします。

附帯決議

裁判所関係定員は、今回の増員をもつてしても裁判の適正迅速化並びに交通事件の処理の円滑化をはかることは到底達成されないと思考する。よつて政府は、裁判所の定員増について、なお格段の努力をすべきである。

右決議する。

次に、刑事補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近の経済事情にかんがみ、無罪またはこれに準ずる裁判を受けた者が、未決または刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合に交付する補償金の算定の基準額を一日四百円以上千円以下に、また、死刑の執行による補償金の最高額を百万円に引き上げるといふのであります。

本案は、二月三日当委員会に付託され、自來、慎重な審議を重ね、二十八日、一切の質疑を終了いたしました。三月五日、討論なく、採決に付しました結果、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、自由民主党、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同の附帯決議案が提出されたのでありますが、これまた全会一致をもって可決いたしました。

決議文を朗読いたします。

附帯決議

今回の刑事補償金増額をもつてしても十分刑事補償の目的を達し得るや否や疑問である。よつて政府は、今後さらに経済情勢の推移にかんがみ冤罪者に対する補償の改善をはかるべきである。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（船田中君） これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船田中君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小沢辰男君 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長（船田中君） 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

昭和三十九年三月六日 衆議院會議録第十三号 朗読を省略した議長の報告

本日は、これにて散会いたします。
午後一時四十分散会

出席国務大臣

文部大臣 澤尾 弘吉君
運輸大臣 綾部健太郎君
建設大臣 河野 一郎君

出席府委員

総理府総務長官 野田 武夫君
法務政務次官 天竺 良吉君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る三日、内閣を経由して郵政大臣古池信三君から、放送法第三十八條第二項の規定に基づく日本放送協會昭和三十一年度業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二日、議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。

理事 佐々木良作君(理事佐々木良作君去る二月二十七日委員辭任につきその補欠)

一、昨五日、地方行政委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 佐野 憲治君(理事阪上安太郎君昨五日理事辭任につきその補欠)

(常任委員辭任)

一、去る二日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

淡 徹郎君 村山 喜一君
堂森 芳夫君 重政 誠之君
法務委員 田村 良平君 荒木萬壽夫君

大蔵委員

砂田 重民君 江崎 真澄君
社会労働委員 小宮山重四郎君 小川 半次君
多賀谷眞稔君 農林水産委員 淡谷 悠蔵君

予算委員 荒木萬壽夫君 江崎 真澄君
小川 半次君 重政 誠之君
堂森 芳夫君 湯山 勇君
鈴木 一君 村山 喜一君
小宮山重四郎君 砂田 重民君
田村 良平君 淡 徹郎君
滝井 義高君

一、去る三日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 西村 榮一君
法務委員 田村 良平君 竹谷源太郎君
福田 起夫君 吉田 賢一君
大蔵委員 石田 博英君
社会労働委員 西岡 武夫君 原 健三郎君
通信委員 受田 新吉君

建設委員

吉田 賢一君 竹谷源太郎君
松浦周太郎君

予算委員

原 健三郎君 福田 起夫君
田村 良平君 西岡 武夫君

地方行政委員

登坂重次郎君 華山 親義君
木村 俊夫君 米内山義一郎君
法務委員 横山 利秋君 卜部 政巳君

大蔵委員 卜部 政巳君 横山 利秋君
文教委員 落合 寛茂君 實川 清之君
田口 誠治君 橋 兼次郎君
社会労働委員 粟山 秀君 南條 徳男君
商工委員 橋 兼次郎君 米内山義一郎君
加藤 進君 落合 寛茂君
華山 親義君 林 百郎君

運輸委員 木村 俊夫君 田中 彰治君
南條 徳男君 西村 英一君
飯谷 忠男君 渡海元三郎君
登坂重次郎君 粟山 秀君
通信委員 西村 英一君 永末 英一君
予算委員 森本 靖君 實川 清之君
決算委員

一、昨五日、議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

法務委員 千葉 三郎君 馬場 元治君
上村千一郎君 白井 莊一君
大蔵委員 田澤 吉郎君 千葉 三郎君
文教委員 白井 莊一君 馬場 元治君

(常任委員補欠選任)

一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

重政 誠之君 堂森 芳夫君
村山 喜一君 淡 徹郎君
法務委員 荒木萬壽夫君 田村 良平君
大蔵委員 江崎 真澄君 砂田 重民君
社会労働委員 小川 半次君 小宮山重四郎君
滝井 義高君 湯山 勇君
農林水産委員 田村 良平君 砂田 重民君
小宮山重四郎君 淡 徹郎君
村山 喜一君 淡谷 悠蔵君
永末 英一君 堂森 芳夫君
小川 半次君 江崎 真澄君
荒木萬壽夫君 重政 誠之君
多賀谷眞稔君

一、去る三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 福田 起夫君 吉田 賢一君
田村 良平君 竹谷源太郎君
大蔵委員 小川 平二君
社会労働委員 西岡 武夫君
原 健三郎君 西村 榮一君
通信委員 吉田 賢一君
建設委員 石田 博英君
竹谷源太郎君 吉田 賢一君
予算委員 石田 博英君
決算委員 西岡 武夫君

一、去る四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 木村 俊夫君 米内山義一郎君
登坂重次郎君 華山 親義君
法務委員 卜部 政巳君 横山 利秋君
大蔵委員 横山 利秋君 卜部 政巳君
文教委員 橋 兼次郎君 田口 誠治君
實川 清之君 落合 寛茂君
社会労働委員 南條 徳男君 粟山 秀君
商工委員 落合 寛茂君 華山 親義君
林 百郎君 橋 兼次郎君
米内山義一郎君 加藤 進君

運輸委員

登坂重次郎君 飯谷 忠男君
栗山 秀君 渡海元三郎君
田中 彰治君 西村 英一君
木村 俊夫君 南條 徳男君
通信委員 受田 新吉君
予算委員 西村 榮一君
決算委員

實川 清之君 森本 靖君
一、昨五日、議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

法務委員

上村千一郎君 白井 莊一君
千葉 三郎君 馬場 元治君
大蔵委員 千葉 三郎君 田澤 吉郎君
文教委員 馬場 元治君 白井 莊一君

(案約提出)

一、去る二日、内閣から提出した案約
は次の通りである。

外交関係に関するウィーン条約及び
関係議定書の締結について承認を求
めるの件

関税協力理事会を設立する条約の締
結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る二日、内閣から提出した議案
は次の通りである。

国家公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法等の一部を改正する法
律案
国有財産法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規
定に基づき、海運局の支局の出張所
の設置に関し承認を求めるの件
一、去る四日、内閣から提出した議案
は次の通りである。

日本放送協会昭和三十一年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに関する説明書
一、昨五日、議員から提出した議案は
次の通りである。

中小企業者設置法案(松平忠久君外
二十八名提出)
中小企業者の事業分野の確保に関す
る法律案(松平忠久君外二十八名提
出)

官公需の中小企業者に対する発注の
確保に関する法律案(松平忠久君外
二十八名提出)
中小企業組織法案(松平忠久君外二
十八名提出)

(案約受領)
一、去る二日、予備審査のため内閣か
ら送付された次の条約を受領した。
遺言の方式に関する法律の抵触に関
する条約の締結について承認を求め
るの件

(議案受領)
一、去る二日、予備審査のため内閣か
ら送付された次の議案を受領した。
国際観光ホテル整備法の一部を改正
する法律案

遺言の方式の準拠法に関する法律
案

一、去る四日、予備審査のため内閣
から送付された次の議案を受領し
た。
教育職員免許法の一部を改正する法
律案

(案約付託)
一、去る二日、委員会に付託された案
約は次の通りである。
外交関係に関するウィーン条約及び
関係議定書の締結について承認を求
めるの件(案約第一二二号)

関税協力理事会を設立する条約の締
結について承認を求めるの件(案約
第一二二号)
以上三件 外務委員会 付託

一、去る二日、予備審査のため内閣か
ら送付された案約は次の委員会に付
託された。
遺言の方式に関する法律の抵触に関
する条約の締結について承認を求め
るの件(案約第一二三号)(予)

外務委員会 付託
(議案付託)
一、去る二日、委員会に付託された議
案は次の通りである。
刑法の一部を改正する法律案(内閣
提出第一二二八号)

法務委員会 付託
国家公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法等の一部を改正する法
律案(内閣提出第一二四号)

国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二五号)

以上三件 大蔵委員会 付託
地方自治法第五十六條第六項の規
定に基づき、海運局の支局の出張所
の設置に関し承認を求めるの件(内
閣提出、承認第五号)

運輸委員会 付託
一、去る二日、予備審査のため内閣か
ら送付された議案は次の委員会に付
託された。
遺言の方式の準拠法に関する法律案
(内閣提出第二二七号)(予)

法務委員会 付託
国際観光ホテル整備法の一部を改正
する法律案(内閣提出第二二六号)
(予)

運輸委員会 付託
一、去る四日、委員会に付託された議
案は次の通りである。
日本放送協会昭和三十一年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書

通信委員会 付託
一、去る四日、予備審査のため内閣か
ら送付された議案は次の委員会に付
託された。
教育職員免許法の一部を改正する法
律案(内閣提出第二二九号)(予)

文教委員会 付託
(議案送付)
一、去る二日、第四十五回国会におい
て本院で継続審査をした次の内閣提
出案を参議院に送付した。
甘味資源特別措置法案

沖繩産糖の政府買入れに関する特別
措置法案

一、去る二日、参議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。
昭和三十一年度一般会計予算
昭和三十一年度特別会計予算
昭和三十一年度政府関係機関予算
首都高速道路公団法の一部を改正す
る法律案

警察法の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る四日、議員から提出した質問
主意書は次の通りである。

輸出向け人絹織物用人絹糸の確保措
置に関する質問主意書(加藤進君提
出)

道路運送車両法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)に関する報
告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における自動車の
激増と事故の増加に対処するた
め、自動車検査施設の整備を行な
い、保安の確保を図ろうとするも
ので、その主な点は次のとおりで
ある。

1 自動車検査手数料の限度額
を、小型二輪自動車にあつては
五十円、その他の自動車にあつ
ては百円の引上げを行なうこ
と。

昭和三十九年三月六日 衆議院會議録第十三号 議案に関する報告書

2 自動車の検査及び登録の事務に関する経理を明確にするため、自動車検査登録特別会計を設置するに伴い、他の手数料収入と区分するため、自動車検査登録印紙による納付を義務づけること。

二 議案の可決理由

自動車の増加に対応するため、自動車検査手数料の額を改めて、検査施設の整備を図ることは、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費

本案実施に伴う自動車検査手数料の増収額は、約二億円で昭和三十九年度運輸省所管自動車検査登録特別会計歳入予定額十五億二千四十三万四千円に見込まれている。右報告する。

昭和三十九年三月四日

運輸委員長 川野 芳満

衆議院議長船田中殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における公正取引委員会の業務が、消費者価格対策の一環としての、違法な価格協定等

の取締り、不当景品類、不当表示の防止、下請業者の保護等、ますます広範かつ重要性を増していることにかんがみ、公正取引委員会の事務局の機能を拡充するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 経済部から下請課、取引課を分離して、取引部を新設する。

2 現在の大阪、福岡、名古屋各地方事務所に加え札幌地方事務所を新設する。

3 公正取引委員会事務局の定員、現在の二百五十一人を十五人増員して二百六十六人とする。

4 本法は、昭和三十九年四月一日より施行する。ただし札幌地方事務所に関する部分は、昭和三十九年七月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、公正取引委員会の業務の重要性にかんがみ、業務の効果的運用を図るための措置として適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算(総理府所管)に、定員十五人増員にともなう経費として、六百六十六万二千円が計上されている。右報告する。

昭和三十九年三月四日

商工委委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

公正取引委員会は、物価対策の一環としての違法な価格協定の取締り、不当景品類、不当表示の防止、下請業者の利益保護等を担当し、最近においては管理価格、歩積両建問題に取り組み等、その業務はますます広範かつ重要性を増している。

本委員会は、かような公正取引委員会の業務の重要性にかんがみ、再度にわたり公正取引委員会の機構の拡充について附帯決議を行なつたが、今回の改正案をもつてしてもなお十分ではない。

よつて政府は、この際、公正取引委員会の機能を拡充強化するため、抜本的措置を講ずるより検討すべきである。

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

議案の改正点は次のとおりである。

1 日本住宅公団法の一部改正

(一) 日本住宅公団の分譲住宅建設資金拡充と、分譲住宅需要者の住宅購入資金の積立てを奨励するため、日本住宅公団は建設大臣の認可を受けて特別住宅債券を発行できることとし、この債券を引き受けた者に対して、同公団が建設した住宅の分譲の際の譲受人の選定にあたり、特別の取扱いをすることができるようとする。

(二) 日本住宅公団の監事は、監査の結果、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて建設大臣に意見を提出することができるものとする。

2 住宅金融公庫法の一部改正

(一) 住宅金融公庫の監事は、監査の結果、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができるものとする。

(二) 住宅金融公庫の登記に関する事項を整備しようとする。

なお、昭和三十九年度日本住宅公団事業計画において、日本住宅公団が特別住宅債券三億円の発行を予定している。

二 議案の修正議決理由

本案は、分譲住宅建設資金拡充と、分譲住宅需要者の購入資金積立奨励を図ること、及び、特殊法人運営上適当な措置として必要と認めるが、監事の職制に関する規定を若干修正する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年三月四日

建設委員長 丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

〔一〕は修正

(日本住宅公団法の一部改正)

第一条 日本住宅公団法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「住宅債券」の下に、「特別住宅債券」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて建設大臣に意見を提出することができ。

第三十二条第二項中「前条第二号」を「前条第一号の住宅又は同条第二号に、「日本住宅公団宅地債券」を「特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券」に、「当該宅地」を「当該住宅又は当該宅地」に改める。

第四十九条第二項を次のように改める。
2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第三十一条第一号の住宅又は同条第二号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、特別住宅債券又は日本住宅公団宅地債券（以下「宅地債券」という。）を発行することができる。

第四十九条第五項中「宅地債券」を「特別住宅債券若しくは宅地債券」に改め、同条第七項及び第九項中「住宅債券」の下に「特別住宅債券」を加える。

第五十一条中「宅地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。
第五十二条中「住宅債券」の下に「特別住宅債券」を加える。
第六十一条第四号中「宅

地債券」を「特別住宅債券及び宅地債券」に改める。
（住宅金融公庫法の一部改正）

第二条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「設立の」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条に次の一項を加える。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができ。

第二十七条の三第一項中「第三十五条の二第二項の規定による特別の定め」の適用を受けること」を「第十七条第四項の規定による貸付金に係る土地を譲り受けること」に改める。

第四十九条第二号中「から第三項まで」を削る。

一 議案の要旨及び目的
国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、国立大学に学部、大学院、研究所を新設するほか、国立

短期大学及び国立高等専門学校を増設するため所要の改正を行なおうとするもので、その要旨は次の通りである。

1 宇都宮大学に工学部を、岐阜大学はか二国立大学に医学部を、九州大学に薬学部をそれぞれ設置すること。

2 岩手大学はか五国立大学に大学院を設置すること。

3 図書館短期大学を設置するとともに、現存の図書館職員養成所を、当分の間、同短期大学に附置することとする。

4 東京工業大学に原子炉工学研究所を附置するとともに、共同利用の研究所として、東京大学に宇宙航空研究所を、東京外国語大学にアジア・アフリカ言語文化研究所をそれぞれ附置すること。

5 苫小牧工業高等専門学校はか六国立高等専門学校を設置すること。

6 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

学術研究の進展及び科学技術教育の振興等に資するため時宜に適したものであることを認め、本案は、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度文部省所管国立学校特別会計予算に十六億七千九百五十七万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十九年三月四日

文教委員長 久野 忠治

衆議院議長船田中殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本改正案は、第一審における訴訟の適正迅速な処理と交通事件の処理の円滑化を図るため、裁判所職員の員数を増加しようとするもので、その内訳は次の通りである。
第一に、地方裁判所の判事、判事補及び簡易裁判所の判事を各五人増員すること。
第二に、裁判所書記官及び事務官、家庭裁判所調査官などを百三十五人増員すること。

二 議案の可決理由

第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案による附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度裁判所関係予算に五千六百四十九万九千円を計上している。

右報告する。

昭和三十九年三月五日

法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

【別紙】

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

裁判所関係定員は、今回の増員をもつても裁判の適正迅速化並びに交通事件の処理の円滑化をはかることは到底達成されないと思考する。

よつて政府は、裁判所の定員増について、なお格段の努力をすべきである。
右決議する。

刑事補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる

昭和三十九年三月六日 衆議院會議録第十三号 議案に関する報告書

日額等を引き上げ、いわゆる冤罪者に対する補償の改善をはかりとするもので、その主な内容は次の通りである。

無罪の裁判又はこれに準ずる裁判(免訴若しくは公訴棄却の裁判)を受けた者が、

1 未決の拘留若しくは拘禁又は自由刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合に交付する補償金算定の基準金額を一日四百円以上千円以下(現行二百円以上四百円以下)とする。

2 死刑の執行を受けた場合に交付する補償金算定の基準金額を百万円(現行五十万円)とする。

二 議案の可決理由

本案は、刑事補償法による補償金の算定の基準となる金額は、昭和二十五年に定められたもので、現在においては低きにすぎるので、これが改善のため適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき自由民主党、日本社会党、民主社会党、日本共産党四党共同提案による附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度裁判所関係予算に一千二百万円を計上している。右報告する。

昭和三十九年三月五日

法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

刑事補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

今回の刑事補償金増額をもつても十分刑事補償の目的を達し得るや否や疑問である。

よつて政府は、今後さらに経済情勢の推移にかんがみ冤罪者に対する補償の改善をはかるべきである。右決議する。

衆議院會議録第十二号(その一)中正

誤 行 誤 正
一六 一 三 基本 資本

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし原稿料は二十円)
(送料とも)
発行所 東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局 電話東京六
官 報 課